

平成 27 年 3 月 24 日

各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
代表者名 CEO 兼執行役社長 渡邊 国夫
(管理会社コード 13064)
問い合わせ先 投信ディスクロージャー部長 村山 治子
TEL (03) 3241-9511

上場 ETF の「デリバティブ等の管理方法」に係る約款変更の詳細のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平成 26 年 11 月 21 日に開示いたしました上場 ETF の「デリバティブ等の管理方法」に係る約款変更のお知らせにつきまして、下記に掲げる上場 ETF につき約款変更の詳細が決定いたしましたのでご連絡致します。

謹白

<記>

[投資信託約款に係る上場 ETF の名称 (括弧内は証券コード)]

NEXT FUNDS 東証 REIT 指数連動型上場投信 (1343)
NEXT FUNDS NASDAQ-100[®]連動型上場投信 (1545)
NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株 30 種平均株価連動型上場投信 (1546)
NEXT FUNDS タイ株式 SET50 指数連動型上場投信 (1559)
NEXT FUNDS FTSE ブルサ・マレーシア KLCI 連動型上場投信 (1560)
NEXT FUNDS インド株式指数・CNX Nifty 連動型上場投信 (1678)
NEXT FUNDS 日経・東商取白金指数連動型上場投信 (1682)
NEXT FUNDS NOMURA 原油インデックス連動型上場投信 (1699)

[変更の内容]

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等の利用は行わない旨を投資信託約款に記載します。(次頁以降の「新旧対照表」をご参照ください。)

[変更の理由]

平成 26 年 12 月 1 日付の投資信託及び投資法人に関する法律および一般社団法人投資信託協会規則の改正により、投資信託約款の特定資産にデリバティブ取引等を記載している投資信託において、デリバティブ取引等の管理方法について投資信託約款に記載するものと定められたことに伴い、法令適合性を維持するために変更するものです。

[約款変更と書面決議の手続き等]

上記につきましては、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議は行っていません。

[変更の日程]

平成 27 年 4 月 2 日 内閣総理大臣への約款変更の届出日
平成 27 年 4 月 28 日 約款変更日

[当該投資信託約款変更に係る新旧対照表]

1.

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
運用の基本方針 <略> 1. 基本方針 <略> 2. 運用方法 (1)~(2) <略> (3) 投資制限 <略> <u>● 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。</u>	運用の基本方針 <同左> 1. 基本方針 <同左> 2. 運用方法 (1)~(2) <同左> (3) 投資制限 <同左> <新設>

<対象上場ETF>

- NEXT FUNDS NASDAQ-100[®]連動型上場投信 ⑥
- NEXT FUNDS ダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価連動型上場投信 ⑥
- NEXT FUNDS タイ株式SET50指数連動型上場投信 ⑦
- NEXT FUNDS FTSE ブルサ・マレーシア KLCI 連動型上場投信 ⑦
- NEXT FUNDS インド株式指数・CNX Nifty 連動型上場投信 ⑤
- NEXT FUNDS 日経・東商取白金指数連動型上場投信 ⑥
- NEXT FUNDS NOMURA 原油インデックス連動型上場投信 ⑦

2.

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(運用の基本方針) 第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。 1. ~7. <略> <u>8. 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。</u>	(運用の基本方針) 第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。 1. ~7. <同左> <新設>

<対象上場ETF>

- NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信

以上